

平成16年11月15日
平成16年度 No.4

目 次

I 鳥取市の市町村合併に伴う政府管掌健康保険被保険者証等の保険証 記号の変更について

I 鳥取市の市町村合併に伴う政府管掌健康保険被保険者証等の保険証記号の変更に ついて

標記の件につきまして、鳥取社会保険事務局保険課長から以下のとおり通知がありましたのでお知らせ致します。

[16.11.1 鳥取社会保険事務局保険課長]

社会保険事業の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、平成16年11月1日に鳥取市に合併した、岩美郡国府町・福部村・八頭郡河原町・用瀬町・佐治村・気高郡気高町・鹿野町・青谷町の8町村に所在する事業所の政府管掌健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）について、保険証記号が変更となります。

しかし、これらの事業所に対する保険証の更新が12月上旬頃となる予定のため、当面、従前の保険証を使用しての受診についても差し障りないものとし、診療報酬の請求につきましては、別添事業所記号新旧対照表を確認のうえ、新記号にて行っていただきますよう御協力お願いいたします。